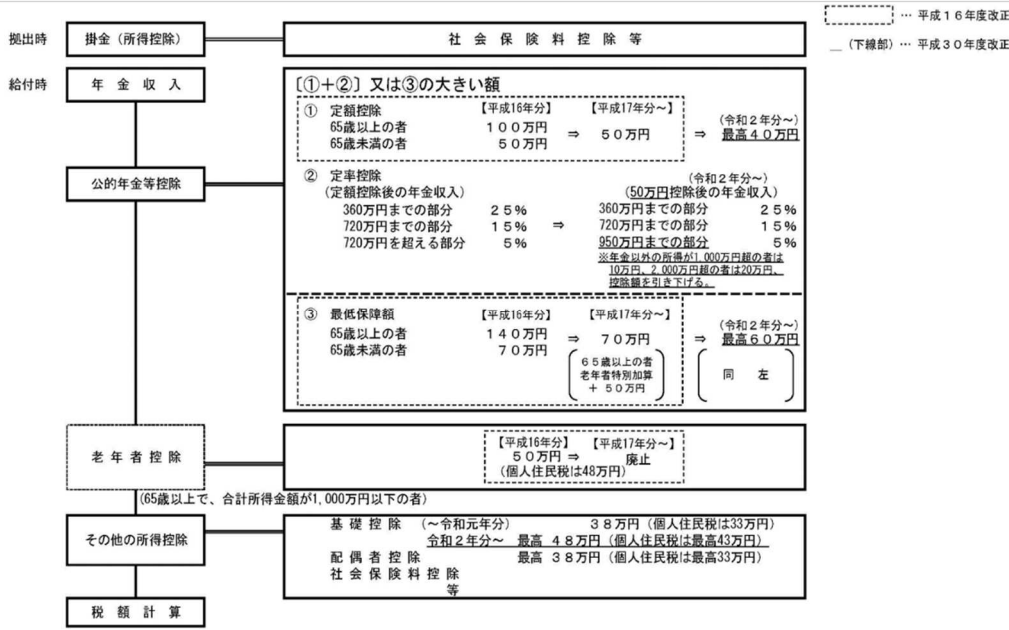


公的年金等に係る課税の仕組み



TAX ニュースレター
東栄税理士法人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/
2022/06月号

ここが変だよ日本の税制①シルバー-民主主義

税制もシルバー-民主主義

今月から数回に渡って日本の税制の問題点を提起していきたいと思ひます。初回はシルバー-民主主義、すなわち高齢者優遇の制度が多い、という論点です。

まず分かりやすいのは老人扶養控除。現在、扶養控除は16~18歳が一般の38万円控除なのに対し70歳以上である老人扶養親族がいると48万円、さらに同居している老人扶養親族は58万円の控除と増額されますが、ご存知のとおり15歳以下の子供がいる場合には現在所得控除ではなく児童手当として現金が支給されます。

この児童手当は現在子供1人につき月1万~1万5000円、つまり年間12万~18万円の支給なので**実効税率を20%~30%と想定すると「同居老人」と同じ**となります。しかしこの児童手当、なぜか所得制限があり子供2人で年収約920万あると支給額が下がってしまい、さらに今年からは年収約1200万あると全て支給が止まってしまうことになっています。

老人扶養控除や年金

老人扶養控除の多くは高齢者の夫が高齢者の妻に対して適用していることが多く、**こちらは所得制限はありません**ので公平性に欠けると感じます。

次に寡婦控除。これは夫と離婚 or 死別した後婚姻していない場合に控除を受けられるというのですが、**離婚の方は子供など扶養親族がいる場合に限られる**ので高齢者の妻が死別の方で適用を受けるケースが大半です。

最後は公的年金に対する課税。公的年金については税額計算の際にまず**公的年金控除という特別な控除**があり、**65歳以上だと最低110万円控除と給与所得控除よりもはるかに大きい控除**となっています。給与所得控除はまだみなし経費という意味合いがありますが公的年金に経費は存在せず事実上税金を減らすためだけのものです。しかも今は年間400万円以内であれば確定申告もしなくてOKとなっています。

今月のコメント

ここ数年プレミアリーグを見るためにお世話になっていたDAZNさんですが、どうも来年の放映権を取ることができなかったようなので今月に解約をしました。僕はプレミアリーグしか見ません(というかマンUしか見ません)ので致し方ない選択です。僕は当初から加入していましたので月額1000円という破格の値段でしたが来月から倍に上がるというのも決め手でした。来年度からはSPOTVというまた知らない配信会社が放映するようですのでそちらを契約します。プレミアリーグの放映権料は莫大なようです。SPOTVという会社もそれほど大きな会社でもないようですのでずっと続くとは思えません。おそらく数年置きに配信会社を行ったり来たりすることになるでしょう。毎年変わるのには勘弁してほしいです…

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人